

福岡県公報

平成二十八年六月十日
第三千七百九十九号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最

高額の一部を改正する告示 (市町村支援課) …………… 一

正誤

○福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (

平成二十八年福岡県規則第四十号) 中正誤 (人事課) …………… 二

○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規

則 (平成二十八年福岡県規則第四十五号) 中正誤 (情報政策課) …………… 二

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十一号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部を

改正する告示

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額 (昭和四十四年福岡県選挙管理委員会告示第五十号) の一部を次のように改正する。

第五号中「及び専ら手話通訳」を「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布日から施行する。

28 ・ 4 ・ 1	28 ・ 4 ・ 1	28 ・ 4 ・ 1	28 ・ 4 ・ 1	28 ・ 4 ・ 1	発行年月日
3781 増刊②	3781 増刊②	3781 増刊②	3781 増刊②	3781 増刊②	番 公 号 報
規 則	規 則	規 則	規 則	規 則	種 類
45	45	45	45	40	同 番 上 号
31	31	31	30	3	ペ ー ジ
	○	○			上
○			○	○	下
1	後から 1	後から 2	1		行
			追 加	表 中	備 考
第二号に掲げる情報。	第二号に掲げる情報。	第一号に掲げる情報。	昭和三十六年法律第 二百三十八号	四級の二十四号給以下	正
第二号に関する事務●●●●●	第二号に関する事務●●●●●	第一号に掲げる事務●●●●●	昭和三十六年法律 二百三十八号	四級の二十四職給料表の職号給以下●●●●●	誤

正
誤